

基本計画



1. 豊かな自然と共生し、安全で快適に暮らせる定住のまちづくり

1-1 豊かな自然の適正管理と活用

■ 現況と課題

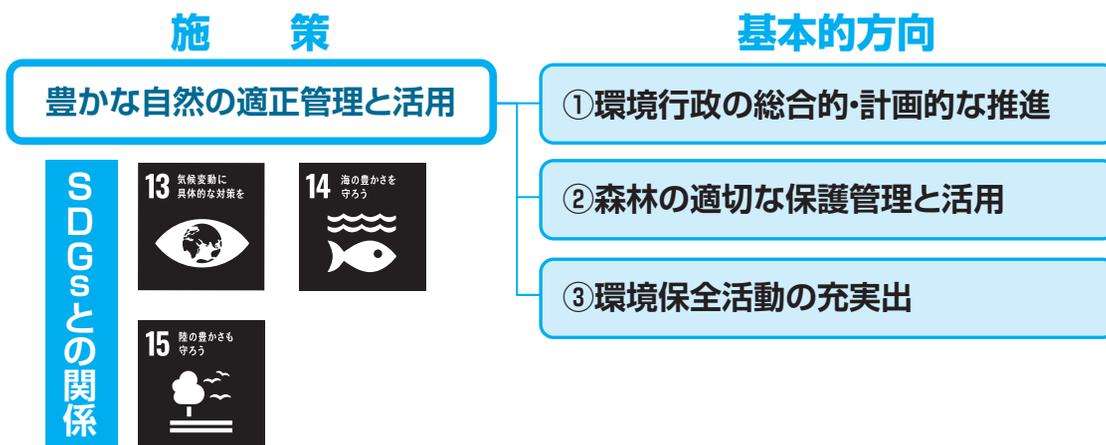
本町は、総面積の約7割を山林が占め、東部の鰐塚山系に源を発する沖水川等、水と緑の豊かな自然環境に恵まれており、町民による公園や河川等の清掃活動など、各地域で環境保全に関する活動が行われています。

わにつか県立公園に指定されている鰐塚山周辺や長田峡周辺をはじめ、各所に残る緑豊かな自然環境や美しい景観は町の貴重な財産であることから、今後も適切に保全するとともに、町民が豊かな自然に親しむ場や機会の充実を図ることが求められています。

■ 施策の視点

町民と行政の協働によって、美しく豊かな自然の適正管理を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①環境行政の総合的・計画的な推進

本町の豊かな自然を守り、次の世代へ継承するため、環境に配慮した行政の総合的・計画的な推進を図ります。

また、環境基本計画の進捗状況の評価・見直しに応じた環境目標を設定し、町・町民・事業者の役割に応じた施策を推進します。

②森林の適切な保護管理

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させ、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等を図るため、町・町民・事業者が一体となって、豊かな森づくりに取り組みます。

③環境保全活動の充実

環境保全活動の強化を図り、地域での環境保全活動に取り組む町民・事業者・民主団体など、様々な活動主体とネットワークを構築し、協働・連携しながら環境保全活動の推進を図ります。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①環境行政の総合的・計画的な推進	環境基本計画の進行管理	→	→
	環境基本計画の推進	→	→
②森林の適切な保護管理	地域ぐるみによる森づくりの展開	→	→
③環境保全活動の充実	環境保全ネットワークの構築	→	→



1-2 水資源の保全・有効活用と河川環境づくりの推進

■ 現況と課題

本町には、鰐塚山系を源に沖水川、年見川、萩原川及び花ノ木川の4つの水系があり、農業用水に利用されるなど、町民が生活を営む上で大きな役割を果たしています。

本町は、河川の水質改善のため、大淀川流域の市町から構成される大淀川サミットを通じて、行政区域の枠組みを超えた河川浄化活動や一斉水質検査を行ってきたほか、「三股町河川をきれいにする条例」を制定し、町民・事業者・行政が一体となって、美しく豊かな河川環境の形成に取り組んできました。

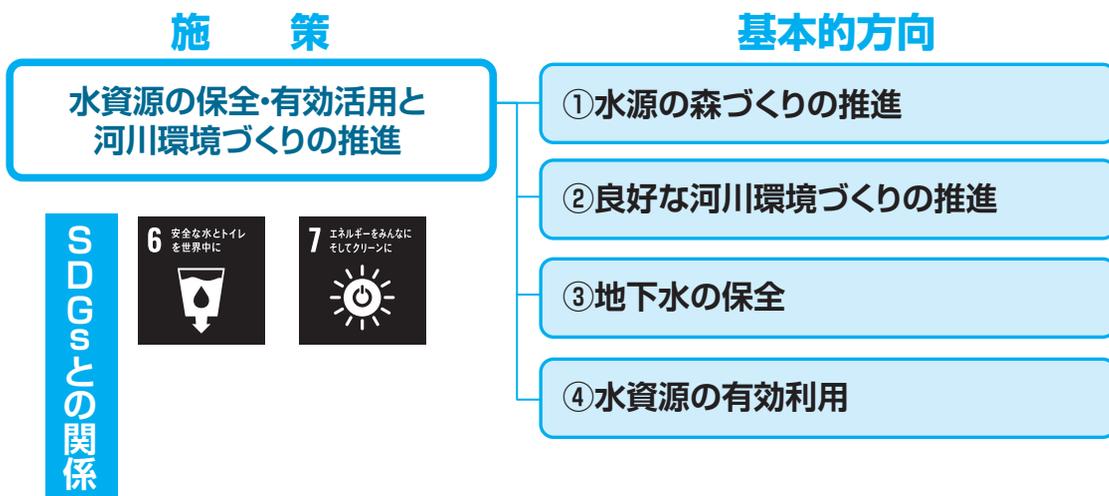
これらの取組によって、町内を流れる河川の水質は、良質な水質を維持している一方、一部の都市下水においては、悪臭による苦情が寄せられるなどしており、改善が求められています。

また、都城盆地の地下水は本町の貴重な水源ですが、産業活動における高濃度の硝酸性窒素¹¹の検出等、水量・水質の面から環境の悪化が懸念されていることから、宮崎県や都城市、鹿児島県曾於市等で構成される都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会と連携し、地下水保全に取り組む必要があります。

■ 施策の視点

水資源の保全・有効活用と河川環境づくりを町民一人ひとりが取り組みます。

■ 施策の体系



11 硝酸性窒素：硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在している。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となる。

■ 施策の基本的な方向

①水源の森づくりの推進

河川環境の改善や地下水源のかん養力を高めるため、町民・事業者・行政が一体となって、「大淀川水源の森」をはじめとする森林保全活動や広葉樹の植林活動を推進します。

②良好な河川環境づくりの推進

河川環境を保全するため、河川浄化等推進員と協力して定期的に河川パトロールを行い、水質汚濁原因の早期発見と排水水質の改善、指導に努めます。

「水資源は有限である」という町民一人ひとりの認識を高め、河川浄化意識の普及を図るほか、「クリーンアップみまた」等、地域が一体となった河川浄化活動を推進します。

③地下水の保全

公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換補助など、生活排水対策に取り組むとともに、家畜排せつ物の適正処理や農地への過剰施肥を抑制するための施肥基準の普及・啓発など、環境保全型農業を推進します。

また、都城盆地硝酸性窒素削減対策協議会と連携し、地下水の硝酸性窒素濃度を測定し監視に努めます。

④水資源の有効利用

水資源は、稲作にとって必要不可欠であることから、河川、貯水池を利用した農業用水路の整備に努めます。

安定した畑作物生産を維持するとともに、収益性の高い作物への転換や計画的な作付けを行うため、干ばつ期でも畑作が行えるように基盤整備を今後も推進し、事業の早期完了を目指します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①水源の森づくりの推進	水源かん養機能の向上に向けた森林整備	▶	▶
②良好な河川環境づくりの推進	河川パトロールの強化	▶	▶
	河川浄化意識の普及	▶	▶
	地域ぐるみの河川浄化活動の推進	▶	▶
③地下水の保全	合併処理浄化槽への転換推進	▶	▶
	家畜排せつ物の適正処理指導	▶	▶
	地下水の監視	▶	▶
④水資源の有効利用	農業用排水路の整備	▶	▶
	畑地かんがい事業の推進	▶	▶

1-3 持続可能な循環型社会の形成

■ 現況と課題

地球温暖化の問題は、地球規模の気象の変化を通して、自然生態系や人間社会に計り知れない影響を及ぼすことから、地球環境問題の中で最も深刻なものの一つとされています。

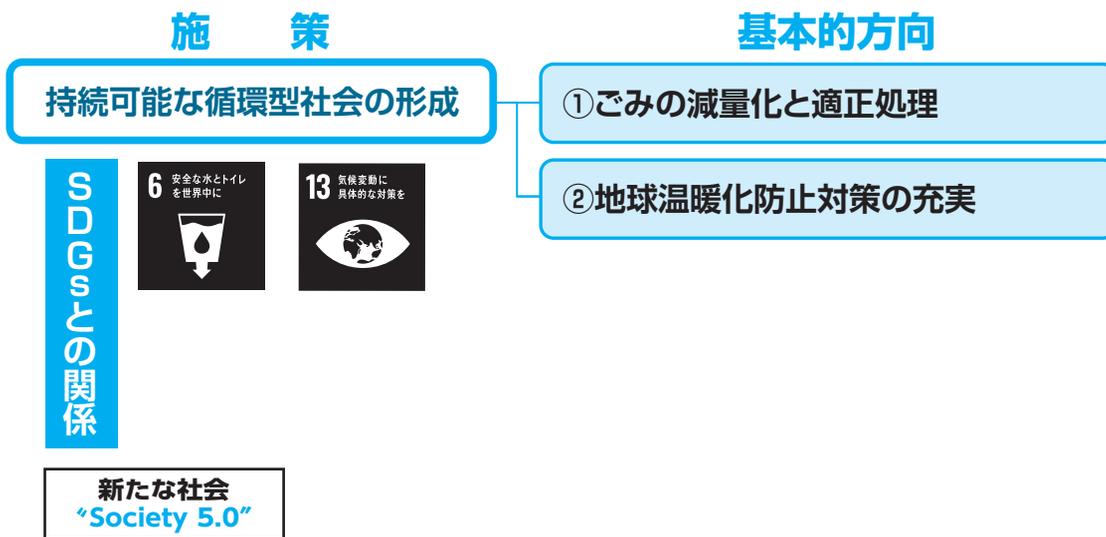
本町のごみ発生量は、横ばいからやや減少傾向にあります。1人当たりの1日の総ごみ排出量も県平均を下回っていますが、最終処分量は県平均を上回っていることから、ごみの減量化とあわせて、さらなるリサイクルの推進が求められています。

このため、各地区にリサイクルごみ回収指導推進員等を配置し資源回収に取り組むとともに、生ごみ利用の堆肥化づくりや剪定枝のリサイクル事業・4R¹²の推進など、循環型社会の形成に向けた取組を展開しています。

■ 施策の視点

町・町民・事業者の協働によって、環境にやさしいまちづくりを進めます。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①ごみの減量化と適正処理

町民一人ひとりがごみの減量化・リサイクル活動に努めることができるよう4R等を推進するとともに、最終処分場の適正な維持管理を行い、事業所から出される事業系廃棄物については、自らの処理責任やごみの排出抑制の啓発に努めます。

12 4R:循環型社会(=限りある資源を有効に繰り返し使う社会)を目指して宮崎県が推進している運動。リフューズ(Refuse ごみになるものは買わない・断る)、リデュース(Reduce ごみの減量)、リユース(Reuse 再利用)、リサイクル(Recycle 資源として再生利用)の頭文字をとったもの。

また、食品廃棄物の排出抑制・減量化を進めるため、食品ロス削減に対する町民や事業者の意識向上を図ります。

②地球温暖化防止対策の充実

省エネルギー対策と環境に配慮した事業活動の啓発や情報提供に努め、町民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組みます。

また、本町役場の事務事業に伴う温室効果ガスの搬出量を抑制するため、第2次エコ・チャレンジ・プラン¹³に基づき、エネルギー使用量の計画的な削減に取り組みます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①ごみの減量化と適正処理	ごみ減量化等に対する町民意識の高揚	→	
	最終処分場の適正な維持管理	→	
	事業系廃棄物の処理責任の啓発	→	
	4R及び食品ロス削減の推進	→	
②地球温暖化防止対策の充実	省エネルギー・省資源化の促進	→	
	エネルギー使用量の計画的な削減	→	

13 エコ・チャレンジ・プラン：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町の組織及び施設におけるすべての事務事業から発生する二酸化炭素の排出を抑制することを目的としたプラン。

1-4 総合的・計画的な土地利用の推進

■ 現況と課題

本町は、総面積の約7割を山林が占めるなど、豊かな自然環境に恵まれており、本町の西部地域を中心に、町民の生活の場である市街地や農用地が広がっています。

都城市に隣接する町中央部から西部地域にかけては、平成5（1993）年に都城地方拠点都市地域の居住拠点地区として指定を受け、都市基盤整備が進み良好な住環境が形成されていますが、一部で土地利用による諸問題も生じています。五本松団地の跡地については、その恵まれた立地条件を生かして町の新たな拠点づくりを進めています。

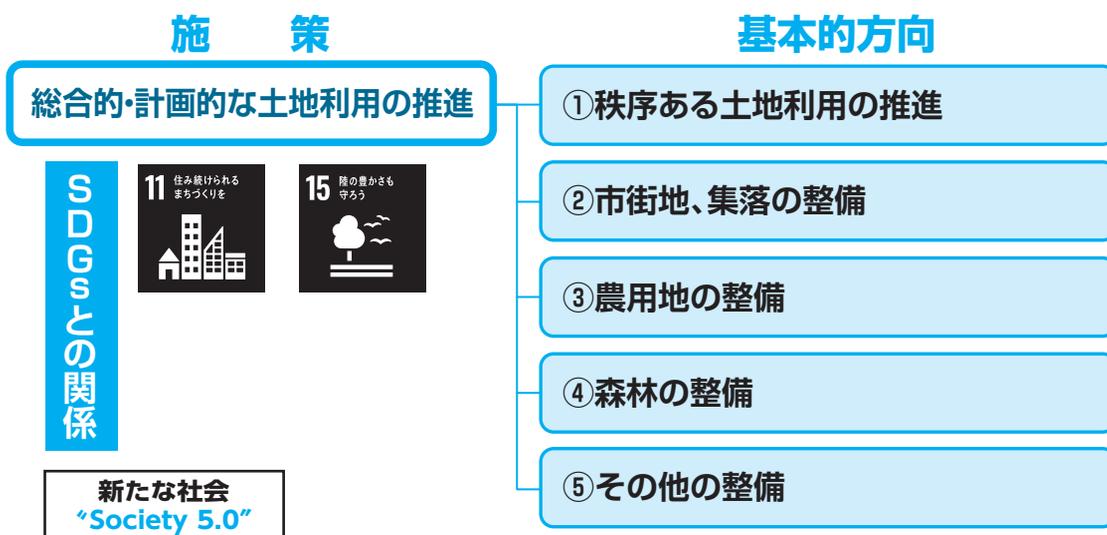
また、本町の東部及び南部地域では鰐塚山系の山並みが広がり、豊かな自然環境や椎八重公園、長田峡等の観光資源、農村環境を生かした地域づくりが展開されていますが、依然として過疎化が進行しています。

ゆとりと豊かさを実感できる魅力的な町土づくりを図るため、少子高齢化等の社会動向を踏まえつつ、町民・事業者・行政が一体となって各地域の地理的条件に基づく諸課題の解決を図り、全町的に調和のとれた秩序ある土地利用を推進する必要があります。

■ 施策の視点

健全で秩序ある土地利用を推進します。

■ 施策の体系





■ 施策の基本的な方向

① 秩序ある土地利用の推進

国土利用計画法及びその他土地利用法令等の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を図るとともに、調和のとれた秩序ある町土の土地利用を推進します。

② 市街地、集落の整備

都市計画区域内の市街地では、五本松交流拠点整備事業基本計画を策定し、民間連携も検討しながら五本松団地跡地を活用した新たな拠点となる施設整備を進めるとともに、機能的に秩序ある土地利用を図るため、都市計画法をはじめ、町都市計画マスタープラン¹⁴及び町景観まちづくり計画¹⁵並びに町立地適正化計画に基づいた適切な土地利用等の誘導を図ることにより、中心市街地の活性化を推進します。

また、都市計画区域外の集落では、農業振興地域において棚田地域振興計画との調整を図りつつ、地域の特性に配慮した良好な住環境の整備に努めます。

③ 農用地の整備

本町の基幹産業である農業を支える農用地は、食糧供給の基盤であり、多面的な公益的機能をもたらす重要な財産であることから、無秩序な開発を抑制し、優良農用地の確保に努めます。

また、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用に取り組むとともに、生産性の向上と農地の集約化に向けた土地基盤や近代化施設の整備を推進します。

④ 森林の整備

森林は、国土の保全・水源かん養・地球温暖化防止等の多面的機能を有していることから、計画的な伐採や造林などの適切な保全・整備に努めます。

また、集落周辺の森林については、良好な生活環境を形成する上においても重要であることから、積極的な保全を図ります。

⑤ その他の整備

大規模な開発や施設整備を行う場合には、町民生活の安全確保を優先し、周辺地域を含めて事前に調査を行った上で、周辺の環境や景観に配慮しながら適切な土地利用を推進します。

東部地域については、豊かな自然環境や美しい景観、観光資源を生かした魅力ある地域づくりを推進するとともに、農村集落の住環境向上、優良宅地の造成に取り組み、過疎化の抑制を図ります。

14 三股町都市計画マスタープラン：平成30年3月策定。

15 三股町景観まちづくり計画：令和2年3月策定。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①秩序ある土地利用の推進	国土利用計画等に基づく土地利用の推進	→	→
②市街地、集落の整備	都市計画に基づく計画的な市街地整備	→	→
	農村集落における良好な住環境整備	→	→
	五本松交流拠点施設整備事業の推進	→	→
③農用地の整備	優良農用地の確保	→	→
	生産性の向上と農地の集約化	→	→
④森林の整備	森林の適切な保全・整備	→	→
⑤その他の整備	周辺環境や景観に配慮した土地利用促進	→	→
	東部地域の自然・観光資源の保全・継承	→	→
	東部地域における過疎化の抑制	→	→



1-5 快適な環境で安心して暮らせる生活基盤の整備

1-5-1 住宅・宅地の整備

■ 現況と課題

本町は、都城市のベッドタウンとして、県内でもまれにみる人口増加がみられます。特に、西部地域においては、都城市街地と隣接していることから、現在でも宅地開発が続くなど、根強い住宅需要をみせています。

一方、東部地域においては、少子高齢化による過疎化が進行しており、東西における人口の偏在が顕著であるため、本町の課題である「中心部の再生」と「過疎地集落部のコミュニティの維持」に結びつく施策を重点的に推進することにより、まちの均衡ある発展を図ります。

町営住宅については、構造別にみると、すべての木造・簡易耐火平屋住宅が耐用年数を超えており、昭和50年～60年代に建てられた中層耐火住宅は、公営住宅等長寿命化計画において、年次的な住戸改善を計画していますが、遅滞している状況です。改めて、現状と課題についての調査・分析を行い、計画的かつ効率的な整備を図る必要があります。

新耐震基準¹⁶以前（昭和56年5月以前）の木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修等の費用の補助制度活用事業を進め、安全・安心な住宅の質の向上を目指します。

年々、空き家に対する様々な面からの問題が表面化してきており、今後も管理不十分な建物が増加することが懸念されることから、空き家問題への対策を図る必要があります。

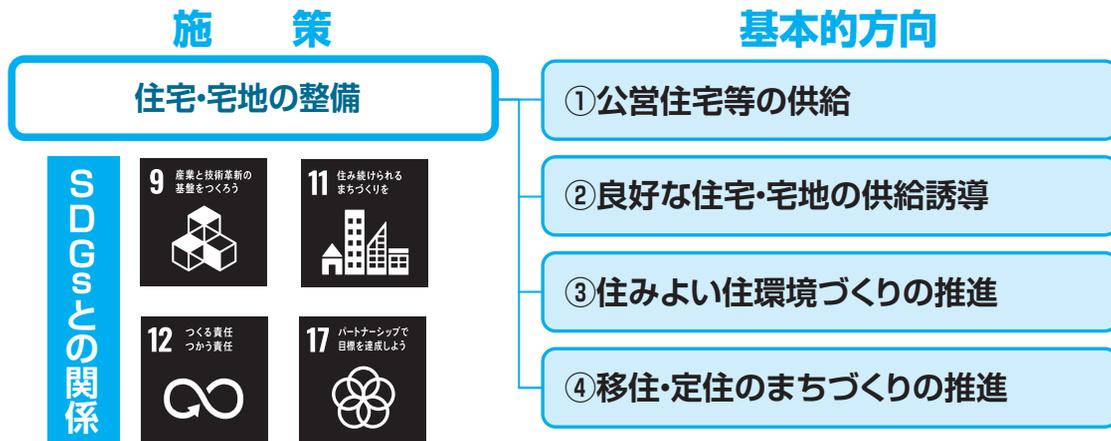
また、本町への移住・定住の促進に向けて、移住・定住情報サイト構築のほか、空き家等情報バンク及び空き家の利活用に向けた補助金の整備のほか、県と連携した移住支援金制度を設けるなど、特に、県外の移住希望者への総合的な支援の充実に努めています。

■ 施策の視点

快適で、安心して住み続けられる住環境をまちづくりとともに進めます。

16 新耐震基準：建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準のこと。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 公営住宅等の供給

公営住宅等長寿命化計画¹⁷を見直し、老朽化した町営住宅の用途廃止や住戸改善など、効率的かつ計画的に整備を進めていきます。

② 良好な住宅・宅地の供給誘導

新耐震基準以前の木造住宅の耐震化を促進するため、広報活動に努め、補助制度事業を継続していきます。

長期にわたって住み続けられる家づくりを推進するため、住宅性能表示制度や長期優良住宅などの普及・啓発に取り組みます。

③ 住みよい住環境づくりの推進

地域の特性を生かした良好な住宅・住環境に配慮し、住み続けたい安全で快適なまちづくりの実現を目指します。また、住環境への悪影響が懸念される空き家については、今後、空き家等対策計画を策定し、防災・防犯及び景観の保全が図られた住環境づくりに取り組みます。

景観まちづくり計画及び景観条例に基づき、町・町民・事業者が景観に対する意識を高め、暮らしとともにある豊かな自然、歴史文化、街並み、眺めにより形成されている、本町ならではの良好な景観をまちづくりとして保全し、育成及び創出を推進します。

④ 移住・定住のまちづくりの推進

本町の移住・定住情報サイトの内容の充実をはじめ、PR 動画「ドキドキみまた」など様々な媒体を活用しながら移住希望者への効果的な情報発信を図るほか、本町の地域特性を生かしながら、県及び近隣市と連携し、県外の移住希望者への総合的な支援に努めていきます。

17 公営住宅等長寿命化計画：平成 29（2017）年5月策定。

また、空き家等情報バンクの充実等、移住者の受け入れ環境の整備を進めるとともに、将来的な移住者の掘り起こしとして、テレワークやワーケーション等の推進による関係人口の創出を図ります。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①公営住宅等の供給	公営住宅等長寿命化計画の見直し	→	
	町営住宅の改善	→	
②良好な住宅・宅地の供給誘導	木造住宅の耐震化の促進	→	
	助成制度の周知	→	
③住みよい住環境づくりの推進	良好な街並み景観の形成	→	
	空き家等対策計画の策定	→	
	住宅情報の広域的な発信	→	
④移住・定住のまちづくりの推進	「移住・定住についての特設サイト」の充実	→	
	空き家等情報バンクの充実及び空き家等情報バンク活用促進事業補助金を活用した利活用の促進	→	
	県と連携した移住支援金の活用	→	
	過疎地域定住促進奨励金を活用した過疎地域への移住・定住の促進	→	

1-5-2 道路の整備

■ 現況と課題

本町は、一般国道222号（牛の峠バイパス）と一般国道269号の国道2路線が通っており、これらの幹線道路に連結する主要地方道や県道によって、骨格的な道路網が形成されています。

道路は、鉄道とともに地域社会における最も基本的な交通基盤であり、活力ある地域社会を形成するほか、豊かでうるおいのある生活を送る上においても重要な役割を果たしています。本町では、これまで町民の安全性と利便性に配慮しながら、町道の整備を進めてきましたが、引き続き、老朽化した橋りょう及び道路等の修繕を計画的に行ってまいります。

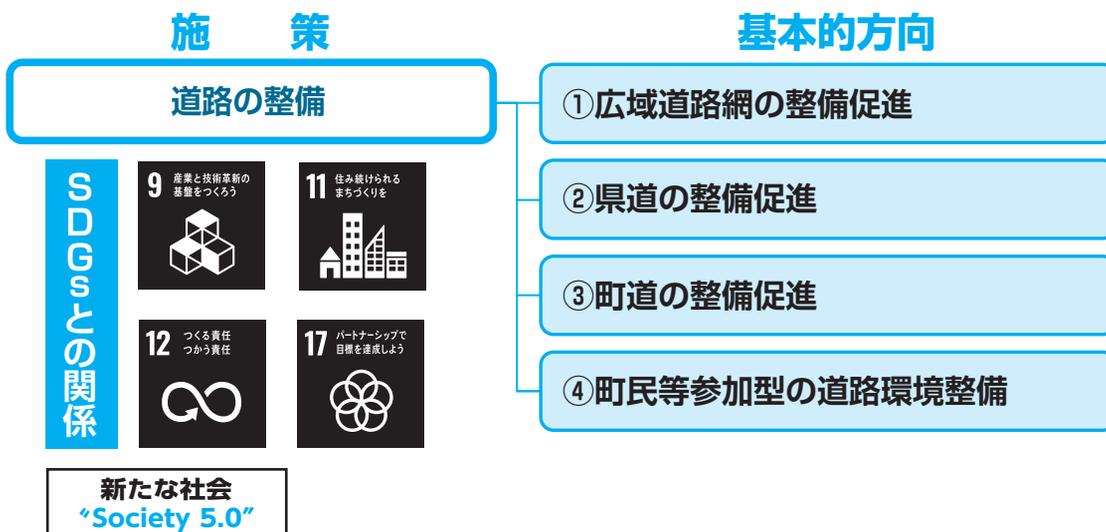
都市計画道路については、平成31（2019）年4月に未整備路線の見直しを行い、都市計画道路は12路線、延長21,760mを指定し、令和2年4月現在で改良舗装延長は21,760m（100%）となっています。

今後も社会状況の変化を踏まえて、都市計画道路の認定、見直しを検討し、良好な道路環境を確保するため、沿道の町民と協働して維持管理に取り組むことをさらに推進していきます。

■ 施策の視点

安全で機能的な道路網の整備と適切な維持管理を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 広域道路網の整備促進

物流交通の効率化と企業立地及び定住の促進、災害時の避難路の確保、地域間交流の活性化等を目的に、高速・高規格道路等へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園・切寄線等の町道整備を図るなど、広域道路網のアクセス性の向上を目指します。

② 県道の整備促進

県に対して、歩道の未整備箇所や段差解消に向けた整備、既設舗装の劣化による補修・更新、その他必要な県道の整備・改修を要請し、安全で快適な道路空間の形成を図ります。

③ 町道の整備促進

島津紅茶園・切寄線等の町道については、国土強靱化地域計画¹⁸の道路に位置づけ、引き続き整備を行います。

橋りょう及び道路附属構造物については、長寿命化個別計画に基づき、引き続き補修及び修繕を行います。

通学路点検プログラムによる歩道の整備については、教育委員会と情報共有しながら推進します。

④ 町民等参加型の道路環境整備

町民や事業者と協働して道路の維持管理や美化清掃の充実を図り、良好な道路環境を整備します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
① 広域道路網の整備促進	広域道路網のアクセス性の向上	→	
② 県道の整備促進	県に対する整備・改修の要請	→	
③ 町道の整備促進	国土強靱化地域計画に位置づけた主要幹線道路の整備	→	
	長寿命化個別計画に基づく橋りょう等の補修・修繕	→	
	通学路点検プログラムによる歩道整備	→	
④ 町民等参加型の道路環境整備	町民等との協働による道路の維持管理等	→	
	道路愛護活動の推進	→	

18 国土強靱化地域計画：大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、継続して「強靱な地域」をつくりあげるためのプラン。

1-5-3 公共交通機関の利用促進

■ 現況と課題

本町の公共交通機関は JR 日豊本線（三股駅・餅原駅）、民間路線バスが継続して運行しているほか、平成19（2007）年度から導入されたコミュニティバス「くいまーる」が運行をしています。

本町の玄関口である三股駅を交通結節点として平成20（2008）年度に大幅に改装し、産業会館をはじめ中心市街地への人の流れを創出してきました。

今後は、さらに高齢者や障がい者にも利用しやすい駅とするため、駅のバリアフリー¹⁹化なども検討課題となっています。

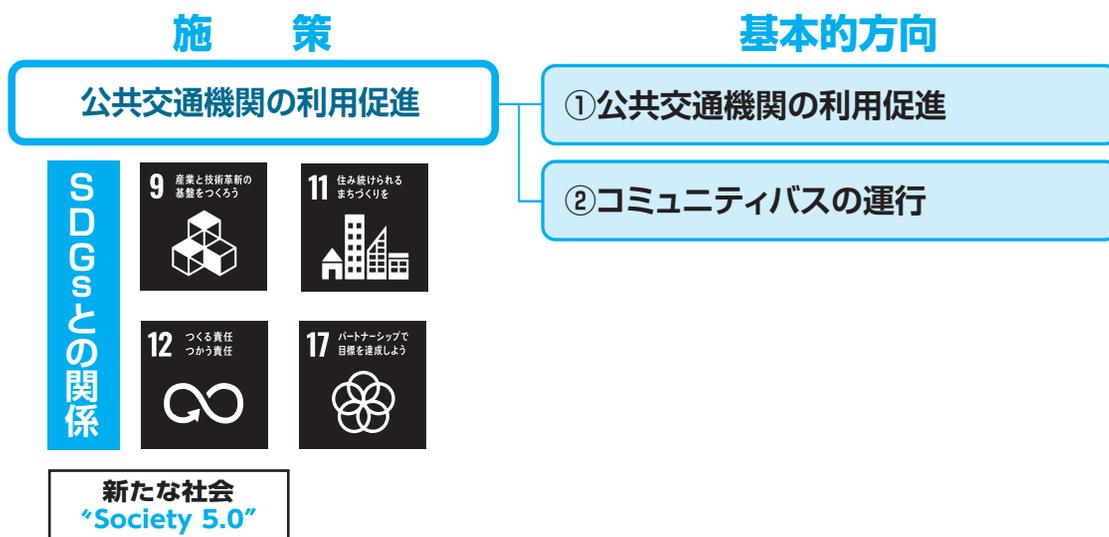
「くいまーる」は運行開始後も町民の意見を取り入れながら路線や時刻の見直しを行い、鉄道・民間路線バスも絡めて町の公共交通を利用しやすい環境づくりに努めてきました。その努力もあり、平成23（2011）年には利用者が20,000人を超え、その後一時は減少傾向にもありましたが、平成30（2018）年から再び20,000人を超えています。

今後は、高齢者の運転免許証返納などによる、公共交通の利用増を見据え、「誰でも利用しやすい公共交通」の仕組みづくりとしての各種交通計画を策定し、進めていく必要があります。

■ 施策の視点

町公共交通の利用促進とコミュニティバスの利便性向上の取組を進めます。

■ 施策の体系



19 バリアフリー：対象者である障がい者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態。

■ 施策の基本的な方向

①公共交通機関の利用促進

町民が公共交通機関を身近に感じるとともに、より利用しやすい環境を創出するため、JRや民間の交通機関との連携を強化し、利用促進に向けた環境整備を推進します。

高齢者をはじめとする利用者の多様なニーズに対応した柔軟なサービスの提供を目指し、民間事業者との連携を図りながら、オンデマンド交通の可能性を検討していきます。

②コミュニティバスの運行

誰もが利用しやすい公共交通の環境づくりを進めるため、町民の意見を取り入れながらコミュニティバス路線の見直しを行うとともに、持続的な公共交通サービスの提供を確保するため、地域公共交通計画の策定に取り組みます。

安全で安心な公共交通を維持するため、車両の更新や時刻表の周知方法を多様化し、さらなるコミュニティバスの運行の向上に努めます。

公共交通のバリアフリー化に取り組み、今後、運転免許証返納等により利用増加が見込まれる高齢者にも、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①公共交通機関の利用促進	利用しやすい公共交通の構築	→	
	オンデマンド交通の可能性検討	→	
②コミュニティバスの運行	地域公共交通計画の策定	→	
	コミュニティバスの持続的サービス向上	→	



1-5-4 上水道の整備

■ 現況と課題

町内の水道管路の布設状況を見ると、経過年数40年以内の健全管路は2019年度で全体の95%以上を占めていますが、10年後には、経過年数40年以上の老朽管路が増加し、健全管路は全体の約78%に減少することが予想されています。

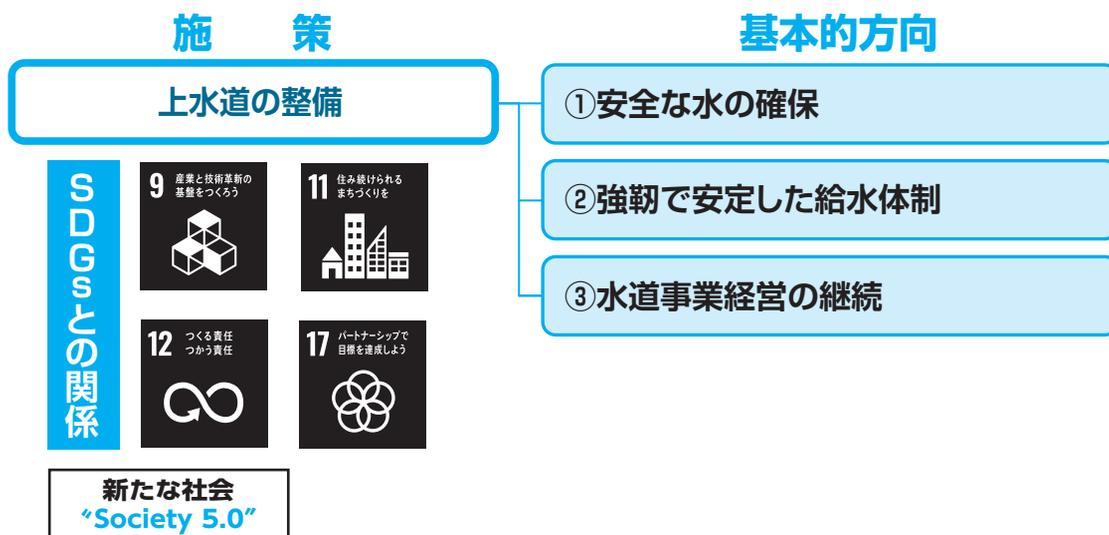
老朽管路の増加に伴い、大規模災害や事故時において、必要最低限の水供給が困難となることが懸念されることから、被災した場合でも迅速に復旧できる水道の構築が求められています。

また、将来的な人口減少に伴う水道需要と給水収益の低下による財政への影響を考慮し、中長期的な視点に立ち、健全かつ安定的な事業運営への継続的な取組を推進していく必要があります。

■ 施策の視点

平常時は安全かつ効率の良い給水を、非常時には一定の水供給を確保しつつ柔軟に対応し、施設の改良・更新時を安全かつ経済的に実施できる水道システムの構築に努めていきます。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①安全な水の確保

安全な水道水の提供を行うため、良好な水質の確保を図り、水質の監視を行うとともに、水質変化の兆候となる水源の地下水位や配水管の圧力の変動を注視し、高水圧による漏水や給水器具への影響を抑制するなど、未然の防止対策を強化し、信頼性（安全性）の高い水道システムの構築に取り組みます。

②強靱で安定した給水体制

基幹管路の耐震化を計画的に進め、災害対応力の強化を図るとともに、安定水源の確保と本町の配水管理体制の構築に必要な要件を整理し、合理的で実効性のある方策を策定します。

③水道事業経営の継続

将来の給水人口と水需要の予測を立て、経営戦略に基づく施設の更新計画の策定とアセットマネジメント（資産運用）を推進します。

また、明確な経営方針の基に関係者と連携を図り、当水道の特性及び地域事情に合った経営体制の構築を目指します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①安全な水の確保	水源管理の充実	→	
	高水圧地域の解消	→	
②強靱で安定した給水体制	基幹管路の耐震化	→	
	非常時の給水量確保	→	
③水道事業経営の継続	アセットマネジメント（資産運用）の推進	→	
	経営戦略・事業継続計画の策定	→	

1-5-5 下水道、し尿・汚泥処理施設の整備

■ 現況と課題

本町の公共下水道の全体整備計画区域面積722.6haのうち、令和元年度までに330ha（普及率42.3%）の整備が完了しており、令和2年12月末の接続率は61.9%となっています。

三股町衛生センター（し尿・汚泥処理施設）への搬入実績は、計画処理能力110kl/日（し尿80kl/日・浄化槽汚泥30kl/日）に対して、令和元年度は69kl/日（し尿17kl/日・浄化槽汚泥52kl/日）となっており、施設稼働率は約60%となっています。

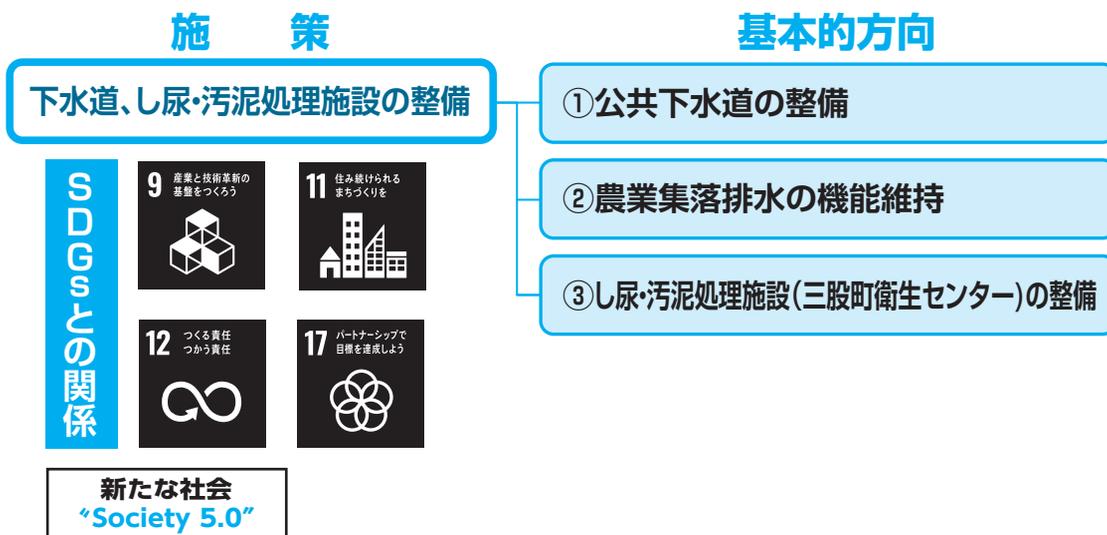
このうち、約50%は都城市からの搬入物となっていますが、都城市は令和5年度から、し尿・浄化槽汚泥の搬入先を都城市下水処理場に変更する計画であり、今後、三股町衛生センターへの搬入量は減少することが見込まれます。

将来的な施設稼働率の低下を踏まえると、現センターでは処理が困難となることから、令和7年、三股町中央浄化センター内にし尿・浄化槽汚泥の受け入れ施設を整備する計画を進めています。また、効率的な汚水処理施設整備を図るため、令和3年度中に全体計画区域について検討を行うこととしています。

■ 施策の視点

衛生的で快適な生活環境を創造し、効率的な施設整備を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①公共下水道の整備

下水道整備推進のため、今後も広報及び個別相談会を開催し、町民の下水道事業への理解を図りながら、管渠の整備等については計画的に事業を行っていきます。また、全体計画区域について検討を行うなど、より効率的な下水道事業運営に努めていきます。

②農業集落排水の機能維持

施設の点検整備を強化し、施設の長寿命化を図ります。また、梶山地区農業集落排水の公共下水道への編入により、経費の削減に努めます。

③し尿・汚泥処理施設（三股町衛生センター）の整備

適正なし尿・浄化槽汚泥処理を行うため、衛生センター施設の点検整備を強化し維持管理に努めます。

また、汚水処理全般の効率化を図るため、公共下水道・し尿・浄化槽汚泥の処理を一元的に行う施設の整備を推進します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①公共下水道の整備	公共下水道の整備と加入の促進	→	
	全体計画区域の検討	→	
②農業集落排水の機能維持	農業集落排水の適正な維持管理	→	
③し尿・汚泥処理施設（三股町衛生センター）の整備	施設の適正な維持管理	→	
	汚水処理施設の一元化	→	

1-5-6 公園緑地の整備

■ 現況と課題

公園緑地は、地域に美しくうろおいのある景観を与えるとともに、災害時には避難や救援活動の場となります。また、スポーツ・地域のコミュニティ活動など、心身の健康増進にも寄与し、町民の生活に必要な施設です。

本町では、上米公園・旭ヶ丘運動公園の公園長寿命化計画に沿って、施設等の整備や維持管理に努めてきました。

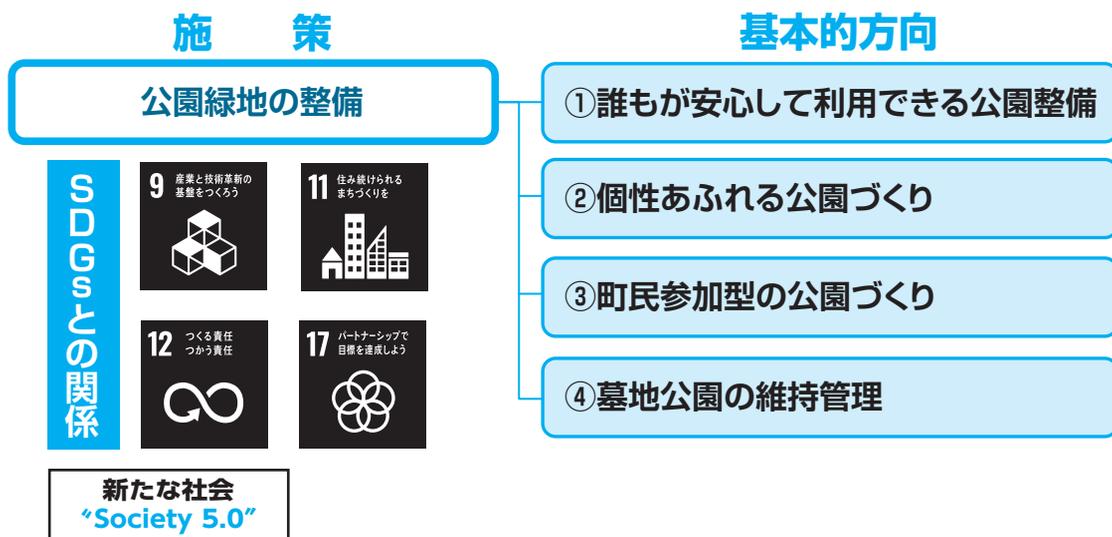
今後は、公園長寿命化計画を精査し、さらなる整備を進めるとともに、維持管理を町民と協働して実施するなど、地域に親しまれる公園緑地となるよう事業を実施していくことが求められます。

また、墓地公園として墓碑等を設置し、焼骨の埋蔵を許可している墓苑高才原については、今後も適正に維持管理を行っていく必要があります。

■ 施策の視点

地域に根ざした魅力ある公園緑地を整備し、うろおいある環境を創出します。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 誰もが安心して利用できる公園整備

公園の魅力と快適性を高めるため、四季折々の季節が感じられる樹木の植栽による木陰づくり等に努めます。

また、利用者の安心・安全を確保するため、公園遊具の定期的な点検を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、防犯に配慮した施設整備やバリアフリー化を推進します。

②個性あふれる公園づくり

スポーツ拠点（旭ヶ丘運動公園）、観光拠点（椎八重・長田峡・上米公園）、文化拠点（早馬公園等）、親水拠点（矢ヶ淵公園等）、住環境の向上に寄与する公園緑地をはじめ、それぞれ公園全体の長所を生かした個性ある公園整備に取り組みます。

また、公園内の街灯については、環境に配慮した施設整備を推進するため、LED 照明の導入を進めます。

③町民参加型の公園づくり

行政と町民が、公園内の清掃や草刈り等に協働で取り組むなど、町民参加型の公園づくりを推進します。

④墓地公園の維持管理

墓苑高才原は、訪れた人の憩いの場となるとともに、空き地については、大規模災害時の廃棄物仮置場に指定されているため、良好で快適な施設の維持管理に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
③誰もが安心して利用できる公園整備	休憩施設整備等の快適性の向上	→	→
	公園施設長寿化計画の見直し	→	→
	施設の防犯・バリアフリー化	→	→
②個性あふれる公園づくり	特徴を生かした公園整備	→	→
	環境配慮型の施設整備	→	→
③町民参加型の公園づくり	協働による公園整備や維持管理の推進	→	→
	公園愛護活動の普及	→	→
④墓地公園の維持管理	良好で快適な施設の維持管理	→	→

1-6 安心・安全で豊かさを実感できるデジタル社会の推進

■ 現況と課題

本町では、これまでに情報の地域格差是正のため、テレビ難視聴地域の解消や町内全域においてケーブルテレビ網を整えるとともに、学校教育におけるICT（情報通信技術）²⁰環境の整備を図るなど、町内における情報通信基盤の整備に取り組んできました。

近年、スマートフォンなどのモバイル端末が急速に普及するとともに、最先端ICT等、革新的なデジタル技術の進展が加速していますが、デジタル技術の進展は、社会全体に大きな変革をもたらしており、様々な社会課題の解決や新たな付加価値を生むものとして期待されています。

本町においても、このようなデジタル化の流れをさらに飛躍するための好機として捉えて、デジタル化を推進することで人口減少社会における山積する様々な課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けた展開を図ります。

■ 施策の視点

デジタル社会の恩恵を享受できる環境づくりを進めます。

■ 施策の体系



20 ICT（情報通信技術）：「Information and Communication Technology」の略。

■ 施策の基本的な方向

① デジタル・ガバメントの推進

町民が役場に足を運ばなくても手続きできるよう、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及を促進するとともに、AI²¹やRPA²²等のICTを活用した業務の自動効率化やテレワーク導入の検討に取り組むなど、行政事務におけるデジタル改革を進めます。

また、町保有のデータについてはオープンデータ化を推進するとともに、ソーシャルメディアを活用した情報発信の充実・強化に取り組むことにより、行政サービスの向上を図ります。

個人情報や重要な行政情報などの情報資産を守り、安全で安心なデジタル・ガバメントを推進するため、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドに基づくセキュリティ対策を徹底し、職員に対する研修や訓練等を実施することにより、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

② ICTを活用した暮らしや産業の振興

町民生活の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付をはじめ、マイナポータルを使った子育てワンストップ化やAIチャットボット²³の活用を検討するなど、ICTを活用した住民サービスの提供に取り組みます。

また、スマート農業の導入や町産品のインターネット販売による販路開拓など、ICTを活用した産業振興を推進します。

③ デジタル社会を支える情報環境の整備充実

ケーブルテレビ事業者と連携しながら情報通信基盤の維持管理に努めるとともに、5G²⁴など新たな情報通信基盤を活用した事業についての情報収集を行い、その有効活用を検討します。

また、誰もがICTを利用できる環境を確保するため、町民の情報リテラシー²⁵向上に向けた意識啓発を推進します。

21 AI：人工知能、「Artificial Intelligence」。

22 RPA：「Robotic Process Automation / ロボティック・プロセス・オートメーション」の略・ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

23 AIチャットボット：チャット（会話）をロボットが代行してくれるプログラムを指す。

24 5G「ファイブジー」：「5th Generation」の略語で、「第5世代」のこと。①高速で大きな容量の通信ができること、②信頼性が高く低遅延の通信ができること、③多数の機器に同時に接続ができることの3の特徴をもっている。

25 リテラシー：物事を正確に理解し、活用できること。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
① デジタル・ガバメントの推進	ICT 技術を核とした地域行政サービス基盤の創設	→	→
	マイナンバーカードの普及促進	→	→
	職員研修の実施	→	→
② ICT を活用した暮らしや産業の振興	マイナンバーカードによるコンビニ交付の実施	→	→
	スマート農業の推進	→	→
③ デジタル社会を支える情報環境の整備充実	デジタル情報基盤の維持管理	→	→
	情報リテラシー向上の推進	→	→



1-7 防災・消防・救急体制等の充実

■ 現況と課題

本町では、土砂災害危険箇所が多数存在することから、毎年5月末頃、県及び関係機関とともに災害危険箇所調査を実施し、災害防止のための点検を行っています。

また、毎年6月には、災害危険箇所がある地域で土砂災害に対する防災訓練を実施し、情報伝達手段の確認、土砂災害警戒情報に基づく適切な避難勧告の発令・解除、避難場所及び避難経路の確認等による警戒避難体制の強化を図るとともに、地域住民の参加による自主防災の意識高揚に取り組んでいます。

令和元年度には、土砂災害警戒区域、河川浸水想定区域等や避難場所、避難経路等を記載した「土砂災害・洪水ハザードマップ」の作成を行い、住民の防災意識の高揚と避難意識の強化に取り組んでいます。

防災施設の強化として、老朽化した第6部消防団詰所を令和元年度に第6地区分館敷地内へ移転新築するとともに、令和2年度から4年度にかけて、土砂災害のおそれがある長田地区において、第5部消防団詰所と避難所を併設した防災拠点施設の建設に取り組んでいます。

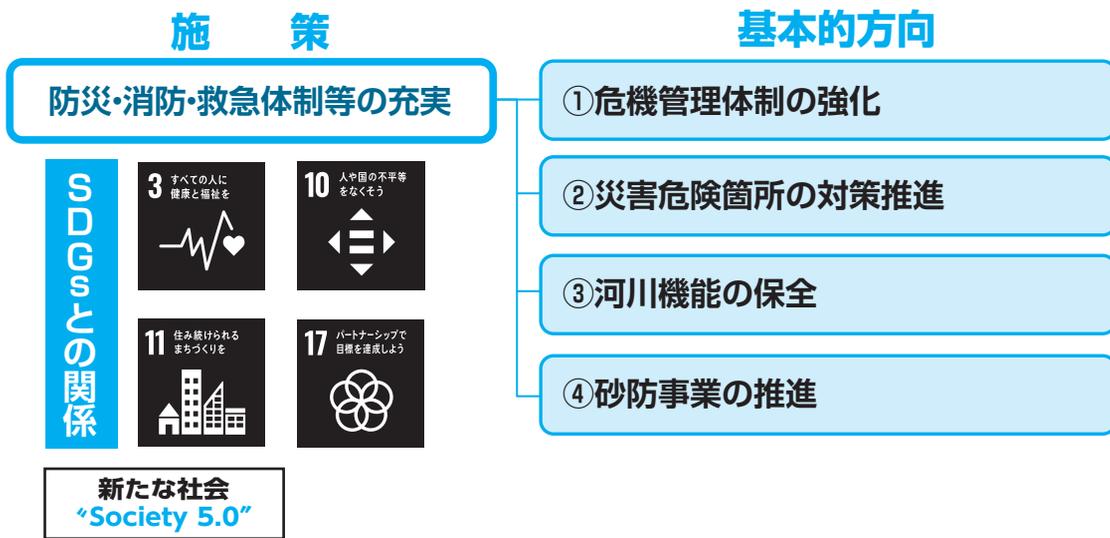
消防・防災体制については、消防団との連携強化や、町民への情報伝達手段としての緊急速報メール等による緊急情報の提供、三股町防災ポータルサイト等による防災情報の提供に取り組んでおり、救急体制については、広域消防（都城市消防局）と連携しています。今後、多様化する生活様式に対応した通信網の見直しや、新型コロナウイルスなどの感染症を災害に位置づけた地域防災計画の見直しも検討していきます。

町民の生命・財産を守るため、災害や有事に対応できるよう、自助・共助の防災対策強化として、自主防災の組織づくり・体制づくりを進めていく必要があります。

■ 施策の視点

町民の安全確保に向けて、危機管理の強化を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①危機管理体制の強化

あらゆる災害・危機・有事等の際に町民の生命・財産を守るため、職員の危機管理能力の向上に努め、予期せぬ危機に直面した際に、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを推進します。

また、防災教育・訓練、自主防災組織や防災士の育成支援、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、消防団（水防団）と自主防災組織の合同避難訓練や、救急法（応急手当）等の講習会などの実施、避難路の整備など、消防・水防及び救急体制の充実を図ります。

消防施設や水防機材の計画的な整備に努めるとともに、防災情報の伝達・周知体制の充実に努め、感染症を災害に位置づけた地域防災計画の見直しや、南海トラフ巨大地震を視野に入れた防災拠点施設の検討を進めます。

②災害危険箇所の対策推進

災害危険箇所の防災点検を行い、土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備の検討や、雨水冠水など地域の特性に応じた予防的施策を実施するとともに、災害防止施設の整備を関係機関に要請します。

③河川機能の保全

河川の整備については、自然環境との調和を図りながら、河川機能の保全に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら町民に対する河川情報の伝達・周知体制の充実に努めます。

④砂防事業の推進

災害危険箇所における災害防止施設の整備や、既設砂防施設の機能確保を図るための堆積物の除去事業等について、関係機関に要望します。

また、森林の保全・育成に取り組み、豊かな自然を育む土壌の流出防止に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①危機管理体制の強化	職員の危機管理能力の向上	→	→
	防災訓練の実施	→	→
	防災士・自主防災組織の育成強化	→	→
	消防団・自主防災組織構成員の資質向上	→	→
	消防施設や水防機材の充実	→	→
	防災情報の伝達・周知体制の充実	→	→
②災害危険箇所の対策推進	予防的施策の実施	→	→
	災害防止施設整備の要請	→	→
	緊急自然災害防止対策事業の推進	→	→
③河川機能の保全	自然環境と調和した河川機能の保全	→	→
	河川情報の伝達・周知体制の充実	→	→
④砂防事業の推進	災害防止施設設備・機能確保の要請	→	→
	森林の保全・育成	→	→



1-8 防犯力の向上と交通安全対策の充実

■ 現況と課題

防犯については、毎年、三股交番連絡協議会を開催し、防犯に関する会員が密に連絡をとれる体制づくりに努め、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現に取り組んでいます。地域においても、平成29（2017）年度に今市自治公民館、平成30（2018）年度に上新馬場自治公民館がそれぞれ防犯パトロール隊を結成し、地域を巡回するなど防犯活動に取り組んでいます。

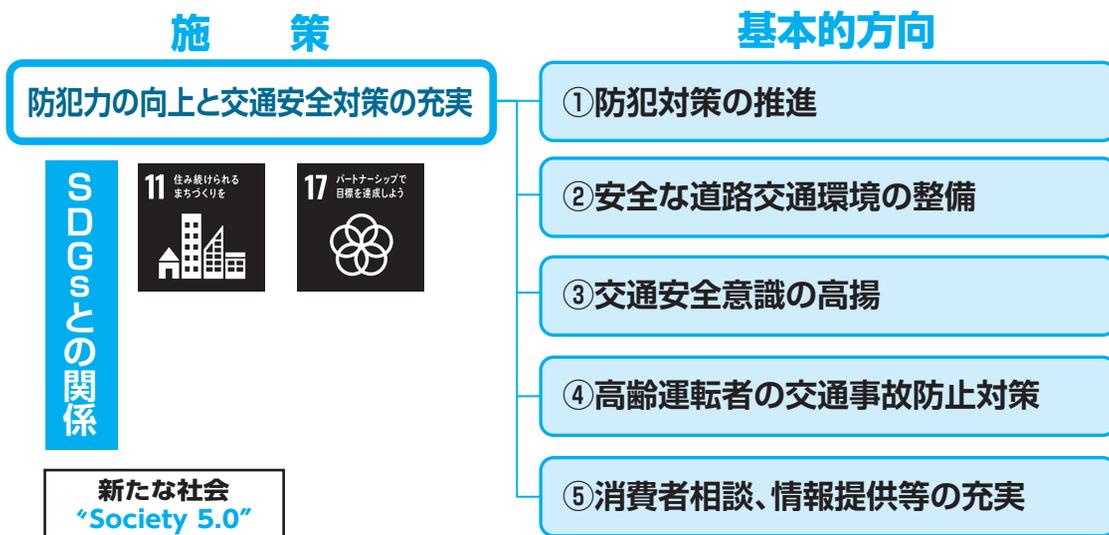
交通事故防止については、交通安全施設の整備を行うとともに、近年特に、高齢者が被害者・加害者となる交通事故が増えていることから、警察・交通安全協会と連携して研修会を開催し、歩行者・運転手の交通安全意識の向上を図るなど、交通安全対策に取り組んでいます。高齢運転者の交通事故防止対策としては、令和2年度から、町内の65歳以上の方を対象とした、踏み間違い防止装置等の設置補助に取り組んでいます。

また、消費者ニーズの多様化・高度化等を背景とした悪質商法や通信販売等による相談件数は、全国的に増加傾向にあります。このため、消費者問題の発生を未然に防止するため、相談員の知識向上に努め、出前講座などによる町民への情報提供や啓発に取り組んでいます。

■ 施策の視点

防犯・交通安全対策の充実を図り、暮らしの安全を守ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①防犯対策の推進

地域における自主防犯活動の促進に取り組むとともに、各種団体の組織強化や相互協力体制の充実に努めます。

青少年の非行防止対策として、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るため、パトロールの強化に努めます。

②安全な道路交通環境の整備

交通事故の減少を図るため、交通安全施設の充実や通学路歩道等のバリアフリー化を図り、安全な道路交通環境を整備します。

③交通安全意識の高揚

交通安全に取り組む各種団体と連携・協力し、交通安全教育の充実に取り組み、町民の交通安全意識の高揚や交通安全マナーの向上を図ります。

④高齢運転者の交通事故防止対策

高齢運転者による交通事故が大きな社会問題となっていることから、交通事故防止対策として、町内の65歳以上の方を対象に、踏み間違い防止装置等の設置補助に取り組むなど、高齢運転者の交通事故減少に努めます。

⑤消費者相談、情報提供等の充実

消費生活トラブルの被害に遭わないための情報や、被害に遭った場合の対応など、町民の安全と安心を支える消費生活情報の啓発や教育に取り組みます。

また、福祉・消費生活相談センターを核として、町民が相談しやすい環境づくりに努め、相談体制の充実に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①防犯対策の推進	自主防犯活動の促進	→	→
	各種団体の組織強化	→	→
②安全な道路交通環境の整備	交通安全施設の充実	→	→
	通学路歩道等のバリアフリー化	→	→
③交通安全意識の高揚	交通安全教育の充実	→	→
④高齢運転者の交通事故防止対策	踏み間違い防止装置等設置の推進	→	→
⑤消費者相談、情報提供等の充実	消費者相談体制の充実	→	→
	消費者生活講座・教育活動の充実	→	→
	消費活動に関する情報提供の充実	→	→

1-9 良好な生活環境の保全

■ 現況と課題

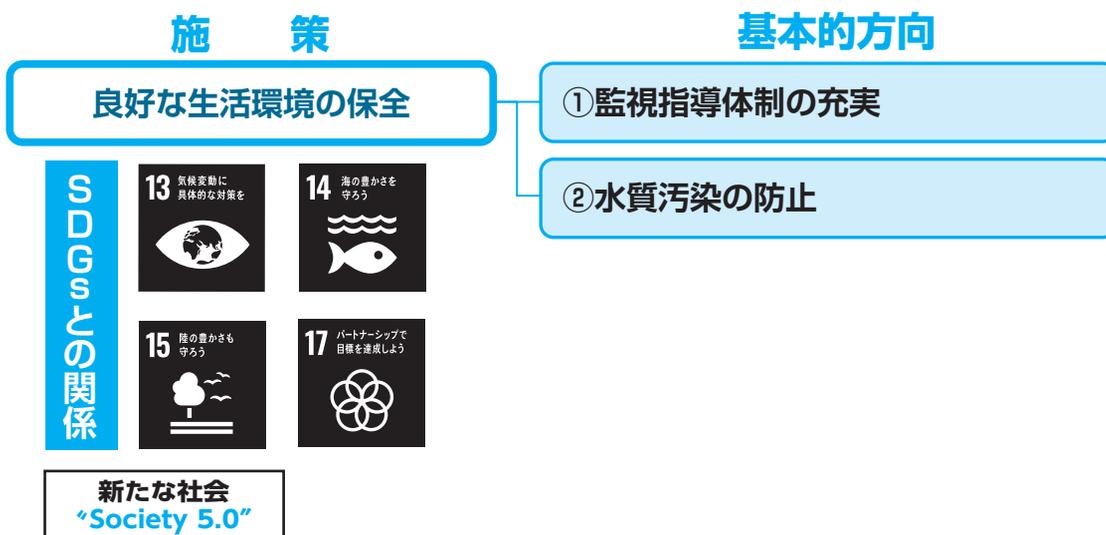
本町における生活環境に関する苦情は、農地への家畜糞尿施肥によるものや、畜産施設から発生する悪臭・害虫によるもの苦情が多く、また、住宅に隣接する加工工場に対するものなどが増えています。

近年では、住居地域内における空き地・空き家の管理や、繁茂している雑草、ごみの野外焼却など、近隣住宅から発生する生活環境の悪化が課題となっています。

■ 施策の視点

生活環境の保全に努め、住みやすい環境を守ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①監視指導體制の充実

関係機関と連携し、農地への家畜糞尿施肥時の対応や、家畜施設等の適切な衛生管理についての広報活動と指導を行います。

事業所から発生する悪臭については、今後も関係機関と連携して指導を行っていきます。

また、ごみの不法投棄については、監視パトロールの強化を図り、発生防止・早期発見を行います。

②水質汚染の防止

公共下水道事業計画区域内の管路整備を進め、整備済みの区域においては公共下水道・農業集落排水への早期接続の推進を行います。

また、公共下水道、農業集落排水区域外の地域においては、合併処理浄化槽への転換の支援を推進するとともに、浄化槽を維持管理する重要性の意識高揚を図ります。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①監視指導体制の充実	事業者への指導の徹底	→	→
②水質汚染の防止	下水道事業等の推進	→	→
	生活排水処理に対する町民意識の高揚	→	→